11.2　11.1に規定する多数国間の制度には、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含める。締約国は、同制度にその対象が最大限に可能な範囲で含まれることを達成するため、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有する他の全ての者に対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めるよう要請する。

11.3　締約国は、自国の管轄の下にある自然人及び法人であって、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有するものに対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることを奨励するための適当な措置をとることに合意する。

11.4　理事会は、この条約の効力発生から二年以内に、11.3に規定する食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることについての進捗状況を評価する。理事会は、その評価の後、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めていない11.3に規定する自然人及び法人が食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを引き続き容易にするか、又は当該自然人及び法人に対し適当と認める他の措置をとるかを決定する。

11.5　多数国間の制度には、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターが生息域外保持収集物として保有するものを15.1(a)に定めるところにより、他の国際的な組織が保有するものを15.5の規定に従い、含めるものとする。

第十二条　多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供

12.1　締約国は、前条に規定する多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供がこの条約の規定に従って行われることに合意する。

12.2　締約国は、他の締約国に対し多数国間の制度を通じて12.1に規定する容易にされた取得の機会の提供を行うために必要な法律上その他の適当な措置をとることに合意する。このような取得の機会の提供は、11.4の規定に従うことを条件として、締約国の管轄の下にある法人及び自然人に対しても行われる。

12.3　12.2に規定する取得の機会の提供は、次の条件に従って行われる。

(a)　取得の機会が、食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のための利用及び保全の目的のためにのみ提供されること。ただし、取得の目的に化学、医薬その他の食料及び飼料以外の分野の産業上の利用が含まれないことを条件とする。複数の用途（食料及び食料以外の用途の双方を含む。）に供される作物については、その食糧安全保障上の重要性が、当該作物を多数国間の制度に含め、その容易にされた取得の機会を提供するための決定要因であるべきである。

(b)　取得の機会が、迅速に、個々の収集物の追跡を必要とすることなく、かつ、無償で（有償の場合には、最小限の経費の額を超えない手数料で）提供されること。

(c)　提供される食料及び農業のための植物遺伝資源とともに、全ての利用可能な識別のための情報が利用に供されること、並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源についての説明を内容とする他の利用可能な関連情報であって秘密でないものが適用のある法令に従って利用に供されること。

(d)　受領者が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分若しくは構成要素であって、多数国間の制度から受領した形態のものについて、容易にされた取得の機会の提供の妨げとなるいかなる知的財産権その他の権利も主張しないこと。

(e)　開発中の食料及び農業のための植物遺伝資源（農業者が開発している素材を含む。）の取得の機会の提供については、その開発の期間中は、開発者の裁量によること。

(f)　知的財産権その他の財産権によって保護された食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提供については、関連する国際協定及び国内法令に従って行われること。

(g)　多数国間の制度の下で取得され、保全される食料及び農業のための植物遺伝資源が、その受領者により引き続きこの条約に従って同制度における利用に供されること。

(h)　この条の他の規定の適用を妨げることなく、生息域内状況にある食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提供については、国内法令又は国内法令が存在しない場合には理事会が設定する基準に従って行われることに締約国が合意していること。

12.4　12.2及び12.3の規定に基づく容易にされた取得の機会の提供は、定型の素材移転契約に基づいて行われる。定型の素材移転契約は、理事会によって採択されるものとし、12.3(a)、(d)及び(g)の規定、13.2(d)(ii)に定める利益の配分に関する規定その他この条約の関連規定、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の受領者が当該食料及び農業のための植物遺伝資源の他の者又は団体への移転及びその後のあらゆる移転について当該定型の素材移転契約の条件が適用されることを要求する旨の規定を含む。

12.5　締約国は、定型の素材移転契約の下で生ずる義務が専らその当事者に課されることを認識しつつ、当該定型の素材移転契約の下で契約上の紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する。

12.6　締約国は、災害による緊急事態において、農業の体制の再建に寄与するため、災害救助の調整者と協力しつつ、多数国間の制度において適当な食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。

第十三条　多数国間の制度における利益の配分

13.1　締約国は、多数国間の制度に含まれる食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること自体が同制度のもたらす主要な利益であることを認識するとともに、同制度から生ずる利益がこの条の規定に従い公正かつ衡平に配分されることに合意する。

13.2　締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用（商業上の利用を含む。）から生ずる利益が、次の(a)から(d)までに定める情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意する。これらの仕組みは、定期的に見直しが行われる世界行動計画における優先的な活動の分野を考慮するものとし、理事会の指針に従って運営される。

(a)　情報の交換

締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、特に、カタログ及び目録、技術に関する情報並びに技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果（当該食料及び農業のための植物遺伝資源の特徴の把握、評価及び利用に関するものを含む。）を含む情報を利用に供することに合意する。当該情報は、秘密でない場合には、適用のある法令に従い、かつ、各国の能力に応じて利用に供される。当該情報は、第十七条に規定する世界的な情報システムを通じ、この条約の全ての締約国の利用に供される。